○法務省告示第百三十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十五号の一部を次のように改正する。

平成二十四年四月三日　法務大臣　小川　敏夫

第二号イの表シンジーテック株式会社の項中「東京都品川区南大井六丁目二十二番七号」を「東京都港区芝大門一丁目十二番十五号」に改める。

○法務省告示第百三十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十四年四月三日　法務大臣　小川　敏夫

第二号イの表に次のように加える。

ロックペイント株式会社	大阪府大阪市西淀川区姫島三丁目一番四十七号	プラント機械整備

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社大岸製作所	東京都足立区新田三丁目十番六号	溶接
タカラ産業株式会社	静岡県富士市五貫島千三百十八番地	金属プレス加工

○法務省告示第百三十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月五日法務省告示第三百九十四号の一部を次のように改正する。

平成二十四年四月三日　法務大臣　小川　敏夫

第二号の表に次のように加える。

カナフレックスコーポレーション株式会社	大阪府大阪市北区天満橋一丁目八番三十号	プラスチック成形

○法務省告示第百三十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年十月十一日法務省告示第四百六十二号の一部を次のように改正する。

平成二十四年四月三日　法務大臣　小川　敏夫

第二号の表の前に次のように加える。

イ　常勤の職員（外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生を除く。）の総数の二十分の一を超えない技能実習生（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）を受け入れる実習実施機関

名称	所在地	実習内容
株式会社スタープロセス	神奈川県横浜市戸塚区上矢部町二千三十九番地の二	印刷

ロ　イ以外の実習実施機関

○外務省告示第百十三号

昭和四十八年三月三日にワシントンで作成された「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」（以下「条約」という。）附属書Ⅲは、条約第十六条の規定に従い、次のように改正され、その改正は、平成二十四年四月三日に効力を生じた。

（平成二十四年一月四日付け条約事務局通告）

平成二十四年四月三日　外務大臣　玄葉光一郎

附属書Ⅲ

動物界に両生綱有尾目おおさんしょううお科の「クリュプトブランクス・アルレガニエンシス（アメリカ合衆国）」を加える。

○外務省告示第百十四号

平成二十四年三月十六日に東京で、ラオス人民民主共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がラオス人民民主共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　六億円

3　署名者

日本側　横田順子在ラオス大使

ラオス側　スントーン・サイニャチャック外務副大臣

平成二十四年四月三日　外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第百十五号

平成二十四年三月十九日にビシュケクで、キルギス共和国における「基礎教育整備計画」のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　基礎教育整備計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　三億七千七百万円

3　署名者

日本側　丸尾眞在キルギス大使

国際連合児童基金側　ジョナサン・ヴィエチ在キルギス事務所代表

平成二十四年四月三日　外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第百十六号

平成二十四年三月二十日にプノンペンで、国立、市及び州病院医療機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　国立、市及び州病院医療機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　三億七千四百万円

3　贈与の供与期限　平成二十七年四月三十日まで

4　署名者

日本側　黒木雅文在カンボジア大使

カンボジア側　ウイッ・ボリット外務・国際協力省長官

平成二十四年四月三日　外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第百十七号

平成二十四年三月二十日にプノンペンで、カンボジア王国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　六億円

3　署名者

日本側　黒木雅文在カンボジア大使

カンボジア側　ウイッ・ボリット外務・国際協力省長官

平成二十四年四月三日　外務大臣　玄葉光一郎

○農林水産省告示第八百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月三日　農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岐阜県飛騨市古川町戸市字一ノ洞五九の九、五九の一三、五九の一一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備